特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、子ども・子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県松前町長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	-取り扱う事務
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等に基づき、子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。 【事務の内容】 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑤利用者負担額の決定 ⑥利用者負担額の徴収、滞納業務
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法 律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一94の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(116項)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	松前町保健福祉部子育で・健康課
②所属長の役職名	保健福祉部 子育で・健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	T正·利用停止請求
請求先	松前町(総務課広報広聴係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの)取扱いに関する問合せ
連絡先	松前町(子育で・健康課保育幼稚園係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		€満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か			13年9月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和	13年9月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

OC VIETINITAL	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた排	[供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消	去						
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 1.③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携 サーバ) 3. 中間サーバ	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携 サーバ) 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	I 5.②所属長	保健福祉部 福祉課長 大政哲志	保健福祉部 福祉課長 西岡 きわ子	事後	人事異動
平成29年12月28日	I 8.連絡先	松前町(福祉課児童福祉係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地	松前町(福祉課保育幼稚園係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地	事後	組織改正による変更
平成29年12月28日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	Ⅱ2.いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	保健福祉部 福祉課長 西岡 きわ子	保健福祉部 福祉課長	事後	
令和1年6月14日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	Ⅱ2.いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和1年6月14日	Ⅵリスク対策 1~9	_	様式変更により1~9の内容を追記	事後	評価書の見直し
令和1年10月11日	I 1. ②事務の概要	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)等に基づき、子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月11日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(116項)	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(116項)	事後	評価書の見直し
	I 5. ①部署	松前町保健福祉部福祉課	松前町保健福祉部子育て・健康課	事後	評価書の見直し
	I 5. ②所属長の役職名	保健福祉部 福祉課長	保健福祉部 子育で・健康課長	事後	評価書の見直し
	I 8. 連絡先	松前町(福祉課保育幼稚園係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)	松前町(子育で・健康課保育幼稚園係) 郵便番号 791-3192 住所 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話番号 089-985-2111(代表)	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	限) 及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(116項)	事後	法令改正に伴う見直し (番号法第19条の号ズレ)
令和3年9月1日	I 7. 請求先	松前町(総務課広報情報係)	松前町(総務課広報広聴係)	事後	重要な変更に当たらない(係名 の変更)
令和3年9月1日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	Ⅱ2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し